

川口市土木工事情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 本要領は、川口市が発注する土木工事（土木一式、舗装、造園または管。以下「土木工事」という。）において、情報共有システムを試行するにあたり必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語を以下の各号のとおり定める。

一 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

二 受注者

発注者と工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任技術者等の関係者も工事情報の共有が可能である。

三 発注者

受注者と工事情報を相互に交換する立場にある監督員を主に指す。なお、検査員や発注課所の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

四 工事帳票

本要領における工事帳票とは、埼玉県土木工事共通仕様書で定義される「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事記録及びその添付資料のことをいう。

なお、情報共有システムによる工事記録等の発議・提出・受理などの処理を行うことで、紙媒体への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、「情報共有システム」で処理した工事記録等も「書面」として認められる。紙媒体と同等の原本性を担保するため、工事施工中は工事記録等の変更履歴を記録し、工事完成後は、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の「署名・押印」と同等の記録が各工事記録に残されている必要がある。

(情報共有システムの対象工事)

第3条 本要領の対象工事は、原則として、当初設計金額60,000千円以上の土木工事（配水管布設工事については80,000千円以上）または受注者が希望する土木工事とし、別紙記載例を参考に特記仕様書に明示する。ただし、工事の内容や規模等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、受発注者間で協議し、工事記録で報告のうえ、対象から外すことが可能である。

- 2 対象外の工事においても、電子メール等を活用した情報共有を妨げるものではなく、第4条に規定する電子データによるやり取り、第7条に規定する納品を積極的に行うこと。ただし、情報共有システムを利用せず電子メール等のみ活用した場合は情報共有システムの利用実績としない。

(対象とする工事帳票)

第4条 情報共有システムで対象とする工事帳票は、別紙に定める事前協議チェックシートにより受注者間で協議を行うこと。

(対象とする工事帳票の回議・承認)

第5条 対象とする工事帳票の回議・承認は、原則として、情報共有システム上で行うこと。

- 2 情報共有システムは最終版の書類を登録するものではなく、コメント機能等を活用することで、回議・承認しながら受発注者間で確認や修正が可能であるため、これら機能を積極的に活用すること。

(検査)

第6条 情報共有システムで処理した工事帳票等は電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施にあたっては、別紙1事前協議チェックシートを参考に受発注者間の協議により決定すること。

(検査後の工事帳票等の納品)

第7条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD-R等）で納品するとともに、受注者は工事検査日の翌月末まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能な状態にしておくこと。

(情報共有システムの選定)

第8条 本要領において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- 一 国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(工事Rev5.6)」を満たすもの。

（国土交通省ホームページ「情報共有システム提供者における機能要件(工事Rev5.5)対応状況一覧表」参照）

- 二 第4条で定めた工事帳票で、情報共有システム内で作成できるもの（工事記録・材料承諾書・段階確認検査一覧表・工事履行報告書）について、埼玉県様式に対応しているもの。

三 L a n d XML、I F C、S F C形式を表示する機能を有するもの。（変換表示可）

四 工事検査日の翌月末まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能なもの。

五 システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの。

2 使用する情報共有システムの選定にあたっては、前項の規定に基づき、受発注者間で協議し決定すること。

（情報共有システム利用に係る手続き及び経費）

第9条 情報共有システムの利用に係る登録手続き及び使用料の支払いは、受注者が行うものとする。なお、利用に係る経費は、「埼玉県土木工事標準積算基準書」（配水管布設工事については「水道施設整備費に係る歩掛表」）に基づき共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

（その他）

第10条 本要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（国土交通省）、「埼玉県建設工事情報共有システム実施要領」（埼玉県）を準用するほか、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に契約を締結する工事に適用する。

ただし、本要領の施行日以前に契約を締結した工事においても、受発注者間の協議により適用できる。

(参考) 特記仕様書の記載例

【全ての工事】

(情報共有システムの活用)

第〇条 原則として、当初設計金額 60,000 千円以上の土木工事（配水管布設工事については 80,000 千円以上）または受注者が希望する土木工事については、情報共有システムを活用するものとする。ただし、工事の内容や規模等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

試行の実施は、「川口市土木工事情報共有システム試行要領」によるものとする。試行要領は、市ホームページで確認すること。

入札公告

【設計金額 60,000 千円以上の土木工事（配水管布設工事については 80,000 千円以上）】

特記事項	本工事は、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム（情報共有システム）を活用する工事である。
------	---